

みんなできゃんせ長浜事業

滋賀県長浜市

助成金のご案内



三成くん

公益社団法人長浜観光協会は団体旅行の来訪者の増加を図るため、長浜市内の観光施設等をご利用いただく団体旅行客を送客いただいた旅行業者様に助成を行います。また、市内の観光バスをご利用いただいた旅行会社様には助成の上乗せを行います。

ひでよしくん



対象期間

令和3年11月1日(月)～令和4年3月18日(金) (帰着日)

助成条件

※募集型企画旅行、受注型企画旅行(組織内募集型を含む)に適用。

(1). 団体旅行助成 (1催行毎に参加者は8名以上とします。)

日帰り旅行・・・長浜市内の有料観光施設を1ヶ所以上利用し食事を伴うこと。

宿泊旅行・・・長浜市内の宿泊施設で宿泊すること。

(2). バス利用助成

長浜市内に事業所を有するバス事業所を利用すること。

助成額

項目	日帰り旅行	宿泊旅行
団体旅行助成 (参加者1名あたり)	1,000円	3,000円
バス利用助成 (1台あたりの助成上限) ※	20,000円	60,000円

※滋賀県安全安心な観光バスツアー助成事業の助成金を併用する場合は、バス料金から当該助成金を差し引いた額を助成します。

事業実施主体： 公益社団法人長浜観光協会

事業申請申込先： 一般社団法人北近江旅行業協会

※裏面の概要をご覧ください。またホームページ<http://www.za.ztv.ne.jp/kita-ohmi/kyanse/>でも公開しています。

みんなできゃんせ長浜事業(要項)

(公社)長浜観光協会 は下記の要件に当てはまる団体旅行に対し、助成金を交付いたします。

要 項					
対象期間	令和3年11月1日(月)～令和4年3月18日(金)(帰着日)				
申請期間	令和3年10月1日(金)～令和4年3月11日(金)(3月11日消印有効) ※出発日の1週間前までに申請してください。				
対象事業者	旅行業法に基づく登録旅行者 ※長浜市補助金等交付規則第18条の2に該当するものは申請できません。				
旅行形態	募集型企画旅行及び受注型企画旅行(組織内募集を含む。)				
助成条件	<table border="1"> <tr> <td>団体旅行助成</td> <td> ①旅行業の登録を受けており、団体旅行を企画し催行した旅行者であること。 ②団体旅行の参加者は8名以上であること。 ③日帰りもしくは宿泊を伴う団体旅行であること。 日帰り旅行・・・長浜市内の有料観光施設を1ヶ所以上利用し食事を伴うこと。 宿泊旅行・・・長浜市内の宿泊施設で宿泊すること。 ※食事施設・宿泊施設は(公社)長浜観光協会の会員施設であること。 </td> </tr> <tr> <td>バス利用助成</td> <td>団体旅行助成の条件に加え、長浜市内に事業所を有するバス事業所を利用すること。</td> </tr> </table>	団体旅行助成	①旅行業の登録を受けており、団体旅行を企画し催行した旅行者であること。 ②団体旅行の参加者は8名以上であること。 ③日帰りもしくは宿泊を伴う団体旅行であること。 日帰り旅行・・・長浜市内の有料観光施設を1ヶ所以上利用し食事を伴うこと。 宿泊旅行・・・長浜市内の宿泊施設で宿泊すること。 ※食事施設・宿泊施設は(公社)長浜観光協会の会員施設であること。	バス利用助成	団体旅行助成の条件に加え、長浜市内に事業所を有するバス事業所を利用すること。
	団体旅行助成	①旅行業の登録を受けており、団体旅行を企画し催行した旅行者であること。 ②団体旅行の参加者は8名以上であること。 ③日帰りもしくは宿泊を伴う団体旅行であること。 日帰り旅行・・・長浜市内の有料観光施設を1ヶ所以上利用し食事を伴うこと。 宿泊旅行・・・長浜市内の宿泊施設で宿泊すること。 ※食事施設・宿泊施設は(公社)長浜観光協会の会員施設であること。			
バス利用助成	団体旅行助成の条件に加え、長浜市内に事業所を有するバス事業所を利用すること。				
	・助成は団体旅行の催行毎とします。 ・一般社団法人日本旅行業協会や公益社団法人日本バス協会など各業界が定めるガイドラインに従って新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底すること。				
助成額	表面記載のとおり				
助成手続 (申請の流れ)	①利用申請書、誓約書、ツアー行程表または企画書(予定表含む。)の提出(郵送もしくはEメール) ②事務局より受付完了通知を送信(FAX) ③旅行実施後14日以内に実績報告書兼助成金請求書、ツアー行程表、利用証明書、バスの最終運行引受書(該当の場合)、口座振込依頼書の提出(郵送) ④事務局にて実績報告書等の内容を確認し、(公社)長浜観光協会が助成金を支給します。				
備考	①他制度との重複申請について 他制度との重複申請は可能とします。また滋賀県が実施する「安全安心な観光バスツアー助成事業」との併用も可能ですが、その場合のバス助成はバス料金から安全安心な観光バスツアー助成額を差し引いた額を助成します。 ②予算が上限に達し次第、助成事業を終了します(ホームページで告知)。 ③旅行内容の変更について 受付完了後に参加人数や観光周遊施設等の変更があった場合、助成要件を満たす範囲内の変更であれば利用申請書の再提出は不要です。但し催行日の変更や受付完了後の内容と同一性を著しく失う様な大幅な変更により再度確認を必要とする場合は、事務局に相談の上返送された利用申請書を添付し新たに利用申請書を提出すること。 ④利用申請の取り下げについて 利用申請書の受付完了後に旅行の中止や変更等により助成要件を満たさなくなる場合は、旅行催行予定日の前後1週間以内に利用申請取下届を提出すること。 ⑤新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、事業内容を変更又は中止することがあります。				
対象外旅行	国、地方自治体が実施する視察、会議、研修旅行は対象外です。 ※教育旅行は本助成事業の対象となります。				
問い合わせ書類提出先(事務局)	〒526-0834 滋賀県長浜市大辰巳町4-3 一般社団法人北近江旅行業協会 きゃんせ事業事務局 TEL: 0749-64-4008 [土日祝日を除く10時から17時まで] FAX: 0749-64-4028 mail: kita-ohmi@za.ztv.ne.jp				

書類等は北近江旅行業協会きゃんせ事業サイト <http://www.za.ztv.ne.jp/kita-ohmi/kyanse/> から印刷することができます。